

産業廃棄物指定処理施設設置許可証

平成29年1月26日

住 所 福島県南相馬市原町区仲町二丁目5番地

氏 名 福島エコクリート株式会社 代表取締役 横田 季彦

福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例第32条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物指定処理施設であることを証する。

福島県相双地方振興局長 御代 典文



許可の年月日	平成29年1月26日	許可番号	相振S第21号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	○施設の種類 石炭灰の固化施設（産業廃棄物指定処理施設） （WHQ-3300 株式会社北川鉄工所製） ○処理する産業廃棄物の種類 ばいじん （特別管理産業廃棄物であるものを除く。） 以上1種類		
設置場所	福島県南相馬市小高区女場字猿田1番1		
処理能力	403.57t/日（12時間）		
許可の条件	*****		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当振興局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 産業廃棄物指定処理施設使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		